
令和6年 第4回 12月(定例) 中間市議会 会議録(第3日)

令和6年12月12日(木曜日)

議事日程(第3号)

令和6年12月12日 午前10時00分開議

- 日程第 1 第47号議案 令和6年度中間市一般会計補正予算(第5号)
(日程第1 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 2 第48号議案 令和6年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算(第3号)
- 日程第 3 第49号議案 令和6年度中間市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 4 第50号議案 令和6年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
(日程第2～日程第4 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 第51号議案 中間市議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 第52号議案 中間市個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部を改正する条例
- 日程第 7 第53号議案 中間市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 第54号議案 中間市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例
(日程第5～日程第8 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 9 第55号議案 中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会条例
(日程第9 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第10 意見書案 訪問介護報酬の引上げを求める意見書
第10号
(日程第10 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第11 意見書案 物価上昇を上回る年金額引上げと公的年金の制度改善を
第11号 求める意見書
(日程第11 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第12 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1 番 小林 信一君	2 番 堀田 克也君
3 番 田口 善大君	4 番 蛙田 忠行君
5 番 柴田 芳信君	6 番 田口 澄雄君
7 番 山本 慎悟君	8 番 安田 明美君
9 番 掛田るみ子君	10 番 中尾 淳子君
11 番 阿部伊知雄君	12 番 大和 永治君
13 番 柴田 広辞君	14 番 下川 俊秀君
15 番 井上 太一君	16 番 中野 勝寛君

欠席議員（0名）

欠 員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 福田 浩君	副市長 …………… 田代 謙介君
教育長 …………… 蔵元 洋一君	総務部長 …………… 後藤 謙治君
未来創造部長 …… 井上 篤君	未来創造部参事 … 村上 智裕君
市民部長 …………… 北原 鉄也君	保健福祉部長 …… 冷牟田 均君
保健福祉部参事 … 岩切 伸一君	教育部長 …………… 清水 秀一君
建設産業部長 …… 白石 和也君	
環境上下水道部長 …………… 亀井 誠君	
消防長 …………… 高野 智宏君	総務課長 …………… 久野 朋博君
財政課長 …………… 持田 将一君	
安全安心まちづくり課長 …………… 友廣 慎也君	
公共施設管理課長 …………… 熊谷憲一郎君	
介護保険課長 …… 向 貴幸君	健康増進課長 …… 八汐 雄樹君
教育総務課長 …… 山口 研治君	建設課長 …………… 小土井 崇君
消防本部次長 …… 上本 聡君	
選挙管理委員会事務局長 …………… 久場康三郎君	

事務局出席職員職氏名

事務局長 志垣 憲一君	書 記 熊谷 浩二君
書 記 山本 和美君	書 記 黒川美寿穂君

午前 10 時 00 分開議

○議長（中野 勝寛君）

おはようございます。ただいまの出席議員は 16 名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 1. 第 47 号議案

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第 1、第 47 号議案、令和 6 年度中間市一般会計補正予算（第 5 号）を議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、堀田克也総合政策委員長。

○総合政策委員長（堀田 克也君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第 47 号議案、令和 6 年度中間市一般会計補正予算（第 5 号）のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、今回の補正予算の歳入の主なものとして、県支出金におきまして、県知事選挙執行経費交付金に 753 万 8,000 円が計上されています。

寄附金におきまして、遺贈による寄附金として 268 万 3,000 円が、また、教育費に対する寄附金として 200 万円がそれぞれ計上されています。

次に、歳出の主なものとして、人件費におきまして、人事異動等に伴う款項ごとの過不足の内部調整として、総額 1 億 4,058 万円が増額されています。

また、総務費におきまして、環境負荷の低減とその周知を目的とする電動公用車の導入経費に 314 万円が計上される一方、事業の財源調整のため、財政調整基金積立金が 1 億 9,292 万 4,000 円減額されています。

教育費におきましては、小中学校の教師用指導書の購入費に 1,009 万 5,000 円が、なかま夢応援奨学基金への積立金に 200 万 2,000 円が、それぞれ追加計上されています。また、債務負担行為の補正として、中学校施設の整備に向けた実施計画を策定するための委託料として 3,458 万 6,000 円が追加計上されています。

以上により、歳入歳出それぞれ 1 億 900 万 1,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 196 億 335 万 4,000 円とするものです。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております、第47号議案のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、歳入の主なものとして、国庫支出金におきまして、障害者自立支援給付費負担金に2,374万4,000円、子育て支援施設等利用費給付金に523万4,000円がそれぞれ計上されています。

また、県支出金において、障害者自立支援給付費負担金に1,187万2,000円、子ども医療費補助金に728万6,000円がそれぞれ計上されています。

諸収入においては、後期高齢者医療市町村療養給付費負担金の前年度分の精算に伴う返還金として3,259万7,000円が計上されています。

次に、歳出の主なものとして、民生費において、給付費の増加に伴いまして、障がい者福祉サービスに係る扶助費に4,757万9,000円、子ども医療費に1,364万1,000円、ひとり親家庭等医療費に737万7,000円、養育医療費に664万9,000円がそれぞれ追加計上されています。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、第47号議案は全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、田口善大産業消防委員長。

○産業消防委員長（田口 善大君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第47号議案、令和6年度中間市一般会計補正予算（第5号）のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算の歳出の主なものとして、衛生費におきましては、污水处理施設共同整備事業につきまして、前処理施設建設に係る追加の調査及び設計費の上乗せが必要となったことに伴いまして、MICS事業負担金に121万9,000円が計上されております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

本案に対し、蛙田議員、ほか2名から修正の動議が提出されました。

修正動議の写しは、お手元に配布させていただいております。本動議は、2人以上の発議者がありますので成立いたしました。

したがって、これを本案とあわせて議題とし、提案理由の説明を求めます。蛙田忠行議員。

○議員（4番 蛙田 忠行君）

日本維新の会の蛙田でございます。市長提出議案第47号、令和6年度中間市一般会計補正予算（第5号）の修正案を提案いたします。修正を求める事項は、別添の予算原案及び予算修正案の比較対照表に記載、添付しておりますのでご確認ください。

では、本修正案の提案理由をお手元の提案理由書に沿って申し上げますが、その前に一言核心を申し述べさせていただきます。それは、市長並びに執行部の皆さんにおかれては、本修正案の意味するところを受け止め、熟考していただきたいこと、さらに、修正提案の事実が今後の予算策定、提案につながることを期待しつつ、要望として伝えおきます。

令和6年第4回定例会に提案された令和6年度中間市一般会計補正予算（第5号）について、次のとおりの修正案を提案いたします。本補正予算（第5号）のうち、災害対策費707万4,000円は、防災事業費として執行するには、その額、内容において、極めて妥当性に欠けるものと言わざるを得ません。

よって、予算計上額707万4,000円を広報費20万円を含む140万円に減額修正することを求めます。修正を求める理由は、次のとおりであります。

一つ、様々な災害から市民の生命、財産を守り、市民生活の安全安心を構築していくことは、私たち市政に関わるものの使命であり、皆さん共通の認識ではないでしょうか。

このたびの非常用持出袋の全戸配布の提案は、本市の限られた財源の中で市民の防災意識の向上を図り、ともに安全安心な中間市づくりのさらなる推進のため、どのように予算を組み使っていくべきかを改めて認識するための提案と受け止め、熟慮いたしました。

あえて申し上げれば、それぞれの地方自治体で、防災・安全安心施策に様々な取組が行われております。当然、地域の実態に即し、地域住民の皆さんの要望、ニーズに沿った施策が執行されているものと推察をいたしますが、その上で、本動議により修正を求める非常用持出袋の配布について、本市においては、既に10年ほど前に市内6校区のまちづくり協議会の地域防災活動の一環として、今回の提案と同レベルの非常用持出袋の配布が一定程度行われたとのことであります。しかしながら、本来ならば、行政によって配布についての効果検証がなされてしかるべきですが、それすらもなされていない過去の行政の怠慢、ましてや市民の皆さんが快く受け入れられたという声も私どもにも届いておりません。聞こえてくるのは、全体としてもっとほかに使い道があるものを届けてほしいとの要望で

あり、市民の皆さんの思いであったと受け止めております。

この過去の事例から学び、その事実を斟酌いたしますと、本予算案による全戸配布に正当妥当な理由が見当たらず、さらに、非常用で使っていただくにすれば、あまりにも実用性を伴わない非常用持出袋では、市民ニーズに応えられるものとはとても言い難く、ましてや防災関連品としてのその必要性について、市民ニーズの調査すらもなされていない現状を考慮いたしますと、予算の適正な執行をするに当たらないものと判断いたします。

本修正動議は、提案者、賛成者において、様々な視点から状況の分析判断を行った上での提案であることを申し添えます。

二つ、市当局におかれては、改めて市民ニーズの的確な把握に努めなければなりません。特に、防災意識の向上を図り、防災・安全安心施策を実態に即したものとするためには、広報周知の徹底を図り、全市民に行き渡るよう取り組むべきであり、行政の一方的な押しつけと見られることは、厳に慎まなければなりません。

以上の指摘点を踏まえた上での予算案の精査、検討の結論として、市議会と執行部との関係性を最大限に考慮しつつ、非常用持出袋の予算案をあえて許容するとした場合においても、市民の皆さんの求め、ニーズが把握できるまでの措置として、市内6校区で1,200点の配布及び市内の実態に即し実用性の高いと想定されるものとして防災用品市場に上がっているものから品質、用途を精査した上で、少なくとも1,000円以上のものを予算化することが、予算の的確化及び適正な執行になるものと判断する次第です。

本修正動議は、適合した防災用品の全戸配布が市民の皆さんの求めるニーズと本市の実態に沿うものと確認され、かつ、その事実を前提とした優先施策であれば、その事実をもって、非常用持出袋の配布施策を否定するものではないことを付して提案理由といたします。議員各位の賢明なご判断を期して止みません。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。修正案の提出者の説明に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の順につきましては、まず、修正案に対する討論を行い、次に、原案に対する討論を行います。

まず、修正案に対し、討論はありませんか。阿部議員。

○議員（11番 阿部伊知雄君）

公明党の阿部伊知雄です。第47号議案、令和6年度中間市一般会計補正予算（第5号）に対する修正案に対し、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

最初に、市民のニーズについてです。非常用持出袋は一人に一つがよいのか、世帯に一

つがよいのか、大きさはどれくらいが適当か、手提げなのか肩掛けなのか、それとも3ウェイなのか、市民のニーズは様々だと思います。また、市民のニーズは日々変化します。例えば、今日、自分の力で動くことができた人が、次の日には病気や介護が必要になることも考えられます。また、高齢者の夫婦二人暮らしが、配偶者が亡くなって一人暮らしになる。また、一人暮らしの高齢者が子どもと一緒に暮らすようになり、家族の人数がふえる。このように、個人の状況や世帯状況は日々変化します。その結果、市民のニーズも変わります。

大事なことは、市民一人一人が自分に合った、また、自分の家族に合った非常用持出袋、備蓄品などを自発的に準備することではないでしょうか。自分の命は自分で守る、家族の命は家族で守る、地域の人々の命は地域で守るという自発的・能動的な防災意識が必要なのではないでしょうか。自発的・能動的というのは、他からの働きかけを待たずに、自ら行動するということです。その自発的・能動的な防災意識を喚起するために、今回ハザードマップと同時に非常用持出袋を全戸配布するということです。今回配付した非常用持出袋で間に合う人は、これを活用していただければ良いと思います。これでは間に合わないという人は、各自で非常用持出袋や備蓄品を準備していただければと思います。

いずれにしても、市民一人一人の命の中から、自発的・能動的な防災意識を引き出すというのが、今回のハザードマップと非常用持出袋を合わせて全戸配布する目的です。

繰り返しになりますが、大事なことは、行政から押しつける防災意識ではなく、市民一人一人の自発的・能動的な防災意識です。そして、市はその意識を市民の命の中から喚起するために、きっかけをつくり環境を整えること——例えば、非常用持出袋を準備できない、備蓄品を買いに行けないという方などに対し、相談窓口や買物支援の体制をつくるなどです。そして、自発的・能動的な防災意識を喚起するためのメッセージを送り続けることが重要なのだと思います。

次に、現在の市民の防災意識についてです。1月1日の能登半島地震、その後の大雨による各種の災害、先月11月には、中間市内に大雨が降り、民家に土砂が崩れ落ちました。誰が11月の大雨、土砂災害の発生を予想したのでしょうか。自然災害の頻発化、激甚化で、市民の防災に対する意識も変わりつつあります。そのあらわれが、先月、11月に行われた中間北中学校校区の避難訓練だと思います。この避難訓練では、以前、まちづくり協議会に配布された非常用持出袋に備蓄品を入れて避難訓練に参加する自治会が三つあったと伺いました。以前の防災訓練では見られなかった光景だと参加された方が話をしていました。しかし、その反面、ハザードマップを見たことがある人はほとんどいなかったということもお聞きしました。

そこで、今回、ハザードマップと非常用持出袋と一緒に全戸配布することで、ハザードマップを見ながら非常用持出袋に備蓄品を入れるなど、防災への意識と行動を一步前へ促し、自発的・能動的な防災意識を喚起することにつながるのではないかと思います。

最後に、事業実施のタイミングについてです。今回、12月議会で予算を計上し、3月にハザードマップと同時に非常用持出袋を全戸配布するというのは、時期を考えても適切だと思います。5月末から7月中旬にかけての梅雨の大雨、8月から10月にかけての台風の時期に入ります。災害発生が予想されるその前に、ハザードマップと同時に非常用持出袋を全戸に配布し、自発的・能動的な防災意識を市が呼びかける、そして、市民一人一人がハザードマップを見ながら、家の周辺はどのような災害に遭いやすいのかを確認し、災害が発生した場合、どこに避難するかを家族と話し合い、非常用持出袋に備蓄品などをそろえる。このようなことを考えるならば、今年度中にハザードマップと同時に非常用持出袋を全戸配布するということは、実にタイムリーだと思います。

いずれにしても、自然災害はいつ起こるか予測が困難です。市は、速やかに今回補正予算で計上されたハザードマップと同時に非常用持出袋を全戸配布するという事業を実施し、市民の命を守るというメッセージを送るべきだと考えます。

以上のことから、第47号議案、令和6年度中間市一般会計補正予算（第5号）に対する修正案には反対いたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。田口澄雄議員。

○議員（6番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。第47号議案の令和6年度一般会計補正予算（第5号）に対する修正案について、賛成意見を申し述べます。

自発的・能動的な個人の意識を高めるということについて反対するものではありませんが、そのために公共的な公的責任がどう関わるかの問題が非常に重要であります。その点では、防災意識を高めるために使われる予算として、あまりに市民要求とかけ離れた実態に合わない予算ではないかと思います。

まず、ひも状のバンドによるショルダー、一見するとナップザックにしか見えないこのような品物は、避難用にしても、そのための常日頃の非常持出用にしても、あまりにもお粗末で使い勝手が悪いとしか言いようがありません。700万円もかけるのなら、むしろもっと災害時に役立つものを考えるべきだし、自治会等の自主防災組織に使用目的を一任する補助金を出したほうが予算が活きると思います。

市の防災に対するやる気を見せるための措置として、この修正案には賛成いたしますが、もっと現実根拠に根差した防災対応に取り組むべきだと思います。

何かと予算を出し渋る中間市の従前の姿勢から見ると、こうした無駄遣いともいえる予算支出は許せません。もう少し現場の声を反映した予算運用を求めて、修正案については賛成いたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。掛田るみ子議員。

○議員（９番 掛田るみ子君）

公明党の掛田るみ子です。第４７号議案、令和６年度中間市一般会計補正予算（第５号）の修正案に反対討論を行います。

このたびの非常用持出袋の全戸配布事業は、今年度中に配布予定のハザードマップと一緒に配ることで、ハザードマップに関心を向けるための意識啓発が目的であります。これは、私が９月議会の一般質問で提案したことに市長が賛同し、予算計上してくださったものです。

ご存じのように、ハザードマップは、災害のリスクや避難所の場所を確認し、避難行動を考えるための重要な情報になります。しかしながら、広報なかまと一緒に配布していたため気づかずに処分されることもあり、危惧しておりました。

一般質問の際にも申し上げましたが、９月の初め、明治安田生命の防災講座に参加した中間市老人クラブ連合会の会員約８０名のうち、ハザードマップを見たことがある人は１０名未満で、１割ほどしかおられなかったことに驚きました。ですから、ハザードマップの全戸配布の機会を活用し、少しでも防災意識の向上につながればとの思いで提案したものです。

よって、非常用持出袋は、あくまでもハザードマップに注目してもらうための啓発品にすぎません。総合政策委員会で拝見した非常用持出袋の見本は、大きさが縦４６センチ、横３５センチで、Ａ３より一回り大きいサイズで防火仕様になっており、前面には大きく名前を記入する欄がありました。簡素なものかもしれませんが、折りたためますので、ハザードマップと一緒に配布するには適切ではないかと判断しました。また、ハザードマップと非常用持出袋だけをビニール袋に入れ配布する予定であり、広報と梱包が別であれば、市民の関心が向きやすいと評価しました。

さて、上程された修正案は、非常用持出袋の購入費６５７万８，０００円を１４０万円に、配布委託料４６万９，０００円を０円に修正し、合わせて５６７万４，０００円を減額するものです。そして、見本より高い価格の非常用持出袋を１，２００個購入し、世帯の割合に応じ６校区に分配することを提案されています。予定のものより高価にすることで、実用性の向上が図られると思いますが、ハザードマップと別に配布するのであれば、この事業の目的から大きく外れてしまいます。より上質な製品の全戸配布を求めるのであれば理解いたしますが、１，２００戸に減らす数の根拠が全く理解できません。

年頭、能登半島地震があり、８月には、宮崎県の日向灘沖でも震度６弱の地震が発生しました。また、気候変動による災害が日本各地で発生しています。先日、明治安田生命の２回目の防災講座に参加しました。日本は、過去の常識が通用しない災害時代に突入し、どこに住んでいても安全な場所はないと言われているそうです。

災害に備えるため、ハザードマップの情報を確認し、自分事と意識づけをすることが、命を守る防災・減災の第一歩ではないでしょうか。それだけに、ハザードマップと一緒に

非常用持出袋を全戸配布することの意義をご理解いただけないことは非常に残念であると申し上げ、反対討論とさせていただきます。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。柴田芳信議員。

○議員（5番 柴田 芳信君）

日本共産党の柴田芳信です。第47号議案、令和6年度中間市一般会計補正予算(第5号)修正案に賛成の立場で討論に参加いたします。

地球温暖化の中で、豪雨災害、予期せぬ地震は、日本国中どこで起きても不思議ではありません。いろんな災害から市民の皆さんの命と財産を守り、皆さんが安心安全に生活できることを、行政に携わる一人として望むものであります。

今回問題となりました非常用持出袋につきまして、以前配布を受け、いつでも持ち出せるようにしています。先ほど掛田議員のほうからハザードマップの配布の件を、るる言われましたけれども、自らのものにするためには、自治会を通して、市当局が説明なり討論なり様々な形で行うことが大事ではないでしょうか。

さらに、自治会でも持出袋の件につきましては、今日まで議論は残念ながらありませんでした。特に、一人暮らしのところに二つあっても、常に持ち歩いている保険証やマイナンバーカード、財布、預金通帳などはかばんの中に入れてあると思います。災害が発生したとき、貴重品を入れたかばん、非常用持出袋一個を持ち出せるのが精いっぱいではないでしょうか。

一方で、ご家族が4人とか5人おられる家庭では、一個二個では足りないわけです。もっと市民の皆さんの意見を聞き、市民ニーズに合わせたものを配布すべきと考えます。

以上、修正案に賛成といたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。田口善大議員。

○議員（3番 田口 善大君）

中間クラブの田口善大です。第47号議案、令和6年度中間市一般会計補正予算(第5号)の修正案に対して、賛成の立場で討論させていただきます。

今回提案されております非常用持出袋は、先ほど再三お話にも出てありますが、ナップザックの形式でございます。私は、子どもの頃から野球をやっております、ナップザックにお茶と水筒とお弁当とか道具を入れて動くことは多々ありました。そのとき、紐だと肩に食い込んで痛いんですね。

災害時、人間一人が一日にいると言われている水の量が大体1リットルから1.5リットルです。自衛隊さん、緊急支援隊、支援物資等が届くのが大体早くて3日後だと言われております。ということは、最低限3日分の命をつなぐための水は用意しておかなきゃいけない。ナップザック形式のリュックに水が3リットルから4.5リットル、重さでいえば3キ

ロから4.5キロを入れて、なおかつ他にも必要なものを入れてナップザックの紐で背負っていけるのかなと、それは、あまりにも実用性に欠けるんじゃないかと私は思います。

先ほどから皆さんのお話の中で、ハザードマップに意識を向けていただいて防災意識の向上を図るための啓発品なんだというお話がありました。ハザードマップに意識を向けて防災意識を向上していただいて、市民の皆様にも万が一に備えていただく、これは本当に重要なことです。なので、ハザードマップと一緒に啓発品を配りたいという市の皆さんの方針は重々承知しております。

ただ、この啓発品を配るにも使われるのは税金です。啓発品だから、実態に即していない使えないものを配るのか、それはあまりにも無駄じゃないでしょうか。どうせ配るんだったら、実用に即して、市民の皆さんが万が一の際に「これがあるね」と安心していただけるものを配るというのが市の責任だと思います。

災害は本当にいつ起こるか分かりません。袋を市民の皆様配って終わりじゃないんです。中身をどう揃えていただくかということが重要です。

私は今回の提案を受けて、何か昔ながらの箱物行政みたいだなと思いました。箱物は建てたけど、中に何を入れるか決まっていませんみたいなようにしか見えないのと、私は個人的に思っております。

ですので、市民の皆さんに防災意識の向上を図っていただくためにも、しっかり普段から何の中身を用意するのか。袋は何でもいいと思います。中身をしっかり用意していただいて、万が一に備えていただくということを、ぜひ考えていただきたいという思いで、今回の修正案には賛成をさせていただきます。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これにて討論を終結いたします。

続きまして、原案に対し、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。

議題のうち、まず、第47号議案、令和6年度中間市一般会計補正予算（第5号）に対する修正案を採決いたします。この採決は電子表決により行います。

修正案のとおり決することについて賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

（賛成・反対ボタンにより電子表決）

○議長（中野 勝寛君）

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、修正案は可決されました。

続きまして、ただいま修正可決した部分を除く、令和6年度中間市一般会計補正予算（第5号）の原案について採決いたします。この採決は電子表決により行います。

修正可決した部分を除く令和6年度中間市一般会計補正予算（第5号）の原案について、賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

（賛成・反対ボタンにより電子表決）

○議長（中野 勝寛君）

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

全員賛成であります。よって、修正可決した部分を除く第47号議案は可決されました。

この際、お諮りいたします。ただいま第47号議案が議決されましたが、修正案及び修正案を除く原案において、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これに、ご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

日程第 2. 第48号議案

日程第 3. 第49号議案

日程第 4. 第50号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第2、第48号議案から日程第4、第50号議案までの補正予算3件を一括議題とし、市民厚生委員長の報告を求めます。

中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第48号議案並びに第49号議案、第50号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第48号議案、令和6年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）について申し上げます。

まず、歳入の主なものとして、国民健康保険システムの改修事業に対する国庫補助金に57万2,000円、事業費の確定に伴う特定健康診査等負担金として県補助金に243万8,000円がそれぞれ追加されています。

次に、歳出の主なものとして、令和5年度に交付を受けております福岡県国民健康保険

普通交付金の額の確定等に伴う過大交付分の返還金に６９３万３，０００円が追加計上されています。

以上により、歳入歳出それぞれ６９３万３，０００円を追加し、予算の総額は、歳入歳出それぞれ５４億５，９７６万９，０００円となっています。

討論において、「社会保障・税番号制度システム整備費等補助金は、マイナ保険証の推進の予算のため反対をする」との意見がありました。

次に、第４９号議案、令和６年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について申し上げます。

まず、保険事業勘定において、歳入の主なものとして、地域支援事業に係る国庫補助金が４２６万９，０００円、同じく地域支援事業に係る県補助金が２１３万３，０００円、地域支援事業や職員給与等の一般会計からの繰入金が４１４万円、前年度繰越金が２５５万円、それぞれ追加計上されています。

また、歳出として、総務管理費におきまして、職員人件費が２００万円追加計上されるとともに、包括的支援事業・任意事業費におきまして、扶助費や職員人件費として１，１０９万２，０００円が追加計上されています。

次に、介護サービス事業勘定において、歳入として、前年度繰越金が４３万円追加計上されています。

また、歳出として、居宅介護支援事業費におきまして、会計年度任用職員の人件費が４３万円追加計上されています。

以上により、歳入歳出それぞれ１，３５２万２，０００円が追加され、予算の総額は、歳入歳出それぞれ５１億７，９９２万３，０００円となっております。

次に、第５０号議案、令和６年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について申し上げます。

まず、歳入の内容として、前年度後期高齢者医療事務費の額確定に伴う事務費負担金返還金が３２４万円増額され、一般会計からの事務費繰入金が８７万７，０００円減額されています。

次に、歳出の主な内容としては、職員人件費に１５０万円が、福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金に８０万１，０００円がそれぞれ追加計上されています。

以上により、歳入歳出それぞれ２３６万３，０００円が追加され、予算の総額は、歳入歳出それぞれ９億７，２８２万７，０００円となっています。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後にそれぞれ採決いたしました結果、第４９号議案及び第５０号議案は、いずれも全員賛成、第４８号議案については、賛成多数で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。田口澄雄議員。

○議員(6番 田口 澄雄君)

日本共産党の田口澄雄です。第48号議案、令和6年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算(第3号)について、反対意見を申し述べます。

国からの10分の10の補助金で、社会保障税番号制度システム整備費等補助金が557万2,000円受け入れられています。これを一般管理費に充当していますが、これの内容は、12月2日施行のマイナ保険証の実施に対する予算です。国民の反対意見も多く、任意であったマイナンバーカードの実質的な強制です。

今も混乱し、今後も医療窓口での混乱も予想されるとんでもない制度ですので、こうした予算執行には反対をいたします。

○議長(中野 勝寛君)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

これにて討論を終結いたします。

これより、第48号議案から第50号議案までの補正予算3件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、第48号議案、令和6年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算(第3号)を採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することについて賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

(賛成・反対ボタンにより電子表決)

○議長(中野 勝寛君)

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、第48号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第49号議案、令和6年度中間市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第49号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第50号議案、令和6年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第50号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 5. 第51号議案

日程第 6. 第52号議案

日程第 7. 第53号議案

日程第 8. 第54号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第5、第51号議案から日程第8、第54号議案までの条例改正4件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、堀田克也総合政策委員長。

○総合政策委員長（堀田 克也君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第51号議案、第52号議案及び第54号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第51号議案、中間市議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が施行され、国政選挙における選挙運動に係る経費について単価及び限度額が見直されたことに伴い、本市が実施する市議会議員及び市長の選挙において選挙運動に使用する自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成にかかる費用について、単価及び限度額を政令で定める額と同額に引き上げるものです。

なお、条例の施行日は、令和7年4月1日となっています。

次に、第52号議案、中間市個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、刑法等の改正により、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることに伴い、関連する複数の条例を一括して改正するものです。

条例改正の主な内容は、本市が条例で科している刑罰について、法と同様に懲役から拘禁刑に改め、欠格条項について、拘禁刑以上の刑に処せられていることを失格の要件とするものです。また、条例の改正前の行為に対する罰則の適用等について、所要の経過措置が設けられています。

なお、条例の施行日は、法改正の施行の日となっています。

次に、第５４号議案、中間市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行により、中間市立小学校及び中学校設置条例において引用している条文に条項ずれが生じていることから、引用する条を改正するものです。

なお、条例の施行日は公布の日となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、第５１号議案、第５２号議案及び第５４号議案については、いずれも全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第５３号議案、中間市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例改正は、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、地域包括支援センターに係る基準を見直す必要が生じたことから、条例の一部を改正するものです。

条例改正の主な内容としましては、地域包括支援センターの職員配置基準について、常勤換算方法によることとするや、一定の条件を満たした場合に、市町村の判断で三職種を配置する数の調整を可能とする介護保険法施行規則の改正と同様の基準に改めるものです。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日となっています。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、第５３号議案は全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

討論なしと認めます。

これより、第51号議案から第54号議案までの条例改正4件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、第51号議案、中間市議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第51号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第52号議案、中間市個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第52号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第53号議案、中間市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第53号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第54号議案、中間市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議はありませんか。

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第54号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 9. 第55号議案

○議長(中野 勝寛君)

次に、日程第9、第55号議案、中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会条例を

議題とし、総合政策委員長の報告を求めます。

堀田克也総合政策委員長。

○総合政策委員長（堀田 克也君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第55号議案、中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会条例について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例制定は、本市における喫緊の課題であるコミュニティ広場の再編及び市立小中学校の再編について、専門的な知見、市民の意見等を聴取し、適切にこれらに対応するため、市長及び教育委員会の附属機関として中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会を新たに設置し、教育関係者、市内各種団体の関係者等をその委員として委嘱するなどその組織、運営等について必要な事項を定めるものです。

なお、条例の施行日は、令和7年1月1日となっています。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、第55号議案は全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。柴田芳信議員。

○議員（5番 柴田 芳信君）

日本共産党の柴田芳信です。第55号議案、中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会条例について、反対の立場で討論に参加いたします。

中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会条例が提起されています。コミュニティ広場と学校再編は別物であり、あまりにも乱暴な手法ではありませんか。この条例案に出てくるコミュニティ広場なるものについてですが、どの場所を指すのでしょうか。

少し遡って調べてみますと、2011年（平成23年）広報なかま10月号では、図書館改修工事のためのコミュニティ広場の通行制限の記事があります。これには地図も記載されていて、体育文化センターと中央公民館、市民図書館と子育て支援センターとロータリー間の空き地がコミュニティ広場になっております。広報なかま2013年（平成25年）8月号では、第36回子どもまつりが中央公民館前のコミュニティ広場で開催されると案内されています。2013年（平成25年）の12月号では、消防の出初式が体育文化センター前のコミュニティ広場で開催となっています。

一方、令和４年度の１１月定例教育委員会では、学校再編でコミュニティ広場敷地を活用するとなっていますし、住民の質問と当局の回答でも、コミュニティ広場の名称を使い、これを議事録に載せています。恐らく、この時点では、中央公民館、市立病院はそれぞれ廃館、廃院となっていましたので、学校敷地となりますと全体の敷地の解釈が話されたと思うのですが、一体、コミュニティ広場とは今まで言われてきた空間を指すのか、それとも、市立病院跡地や中央公民館の跡地まで含むものなのか非常に不明確です。

また、コミュニティ広場の再編という文言で始まるこのような条例案は、二つの異なる範囲のどちらを指すのか、明確な確認なしには進められないと思っています。

こういう曖昧な解釈で特定地域を指し、条例制定をするというのは、問題があるのではないのでしょうか。中間市の例規集をコミュニティ広場で検索しますと０件、検索結果についてはありませんでした。一体、この状態でこの条例は有効なのでしょうか。

また、この条例の施行する半年後には、市長選もあります。このような将来に影響する重大な問題を選挙前の時点でばたばたと提起するというのはいかながなものでしょうか。選挙後に、再度検討すべきだというふうに思います。

コミュニティを検索しました。地域社会、あるいは共同体のことを指すそうです。本来は地域に根づいた地域共同体を意味するとなっています。住環境として使われる場合は、地域共同体を意味し、住民の間のつながりや相互の協力関係などを言いますとなっています。この場所については、中央公民館、体育文化センター、市立病院、保健センターがあり、中間市の文化福祉の発信地でした。現在は体育文化センターと図書館が活動していますが、どのように活用していくのか、中間市民全体のものとして検討しなければならないと考えます。

よって、コミュニティ広場・学校再編検討委員会は、別々にすべきだというふうに思います。第５５号議案、中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会条例については反対いたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第５５号議案、中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会条例を採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することについて賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

（賛成・反対ボタンにより電子表決）

○議長（中野 勝寛君）

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、第55号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10. 意見書案第10号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第10、意見書案第10号、訪問介護報酬の引上げを求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。田口澄雄議員。

○議員（6番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。意見書案第10号、訪問介護報酬の引上げを求める意見書案について、提案理由を申し述べます。

今年の4月、訪問介護報酬の引下げが行われました。その結果、今年上半期の介護事業者の倒産が過去最高を記録しています。こうした事態を受け、各自治体からは介護報酬の引上げを求める意見書が相次いで国に提出をされています。県単位では10件、全体では181件の自治体が既にこれを提出をしています。介護の困難は直接的には介護難民を生み出し、その結果として介護退職を余儀なくされる働き手を増加させます。文字どおり社会的大問題です。

政府は、介護報酬引下げの理由として、訪問介護事業者の利益率が約8%の大幅黒字であることを挙げますが、このことはサービス付き高齢者住宅などの集合住宅に併設された事業者の利益率の高いことが主な要因で、一般的な地域訪問型の事業者は大幅な赤字が常態化をしています。

また、介護職場の人件費は全産業平均に比べて約7万円も低く、年齢構成も7.4人に1人が70歳以上、60歳以上が約4割という極めて厳しい状況下にあります。その結果、全産業の有効求人倍率1.31倍に対して、介護では15.5倍の超人手不足が生じています。このまま推移しますと、さらに悪化し、現役労働世代のさらなる介護離職者を生み出しかねませんし、地方の衰退にもつながります。

こうした問題解決のためには、介護報酬の引上げが必要です。ただ、報酬を引上げただけでは、当座の改善には功を奏しますが、長期的には、保険料の引上げに連動しますので、かつて自民党や公明党が主張していたように50%の公費負担を60%に引上げ、国民の負担そのものを減らすことも必要です。

ただ、そうした制度改定は、今後の合意形成が必要ですので、とりあえず緊急避難的対応として、訪問介護報酬の一刻も早い引上げが求められます。

そうしたことから、この意見書を提案するものであります。議員の皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第10号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

討論なしと認めます。

これより、意見書案第10号、訪問介護報酬の引上げを求める意見書を採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本意見書案を原案のとおり決することについて賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

(賛成・反対ボタンにより電子表決)

○議長(中野 勝寛君)

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、意見書案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第11. 意見書案第11号

○議長(中野 勝寛君)

次に、日程第11、意見書案第11号、物価上昇を上回る年金額引上げと公的年金の制度改善を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。柴田芳信議員。

○議員(5番 柴田 芳信君)

日本共産党の柴田芳信です。意見書案第11号、物価上昇を上回る年金額引上げと公的年金の制度改善を求める意見書案についての提案理由を申し述べます。

政府は、急激な物価高騰が進行しているにもかかわらず、老齢年金受給者をはじめ、障害遺族年金受給者に、年金改定ルールをそのまま適用し、本年4月から2年連続してマクロ経済スライドを適用し、実質金額を物価上昇率から0.5%も削減いたしました。第2次安倍政権以降12年間で、年金額は実質7.8%も引き下げられました。

一方で、社会保障費の相次ぐ引上げなどにより、月額10万円に満たない低年金受給者は2,288万1,107人に及んでいます。特に、女性の低年金者は、度重なる年金削減のために一層厳しい実態です。低年金、無年金の高齢者は、就労せざるを得ず2022年

の高齢者の就業数は912万、就業率は25.2%と過去最多となっています。

憲法25条に基づき、年金受給者の高齢者の誰もが人間として尊厳が尊重され、健康で文化的な生活を送れるよう厚生労働省の2025年度概算要求に当たっては、下記の事項を実現されるよう強く要請するものであります。

その第1番目、物価上昇を反映できない現行改定ルールは見直して、2025年度の年金額改定は物価上昇率を上回る増額改定とすること。

毎年行われます年金改定は、年間の物価変動率と名目手取り賃金変動率で決まっています。その1番目として、物価も賃金も上がった場合、低い方に合わせて年金を改定する。2番目に、物価は上がり、賃金は下がった場合、下がった賃金に合わせて年金を改定します。3番目、物価も賃金も下がった場合は、より下がったほうに合わせて年金を改定します。4番目、物価は下がり賃金が上がった場合、下がった物価に合わせて年金を改定します。

このように、物価や賃金がどういう事態になっても、年金は実質的に削減されます。年金積立金は、今、254兆7,027億円あります。そのうちの2,000億円を活用すればできると言われていています。2025年度の年金額改定は、物価上昇率を上回る増額改定をすることを希望します。

2番目の際限ない年金引下げの仕組みであるマクロ経済スライドは廃止すること。

マクロ経済スライドは、賃金、物価による改定率がプラスの場合、該当改定率から現役の被保険者減少と平均余命の伸びに応じて算出したスライド調整率を差し引くことによって、年金の給付水準を調整する仕組みであります。2004年に導入され、年金を自動的に削減する仕組みであります。実際に発動したのは、特例水準の解消と称した2.5%の年金削減が終了した2015年度です。2015年度から2020年度の6年間でマクロ経済スライドによって2.3%の年金が削減されています。マクロ経済スライドは廃止すべきであります。

3番目に、高齢者の低年金を底上げし、無年金者をなくし、女性の低年金を改善するため、最低保障年金制度を一刻も早く創設すること。

高齢者にとっては年金は命の綱です。しかし、その年金が1円も出ない無年金者や、少ししか出ない低年金者はたくさんいらっしゃいます。無年金、低年金を生み出す日本の年金制度を根底から改め、最低保障年金制度の創設を求めるものです。

さらには、女性の低年金がますます深刻になっています。女性の構造的低年金問題については、1番目、雇用機会均等法制定1985年以前から働き始めた世代で結婚退職や妊娠退職等で働き続けられなかったこと。2番目に、出産時に雇用を中断され、一旦離職した後には再就職しても非正規労働が多かったこと。3番目に、正社員として働き続けても、女性の賃金は男性の賃金の約6割から7割という男女賃金格差が大きく、それが年金の男女の格差につながっていること。4番目に、主婦パートの拡大をはじめ、派遣や有期雇用

などの身分が不安定で低賃金の非正規労働者がふえたこと。5番目に、その非正規労働者に占める女性の比率は高く、所定労働時間が通常の労働者の4分の3以上が加入要件という4分の3ルールによって、厚生年金加入資格は認められないものが多いこと。6番目に、主婦パートは第3号被保険者として年金資格が認められても、平均して月額5万円を切る基礎年金しか受給していないこと等々、女性が無年金、そして低年金であることの原因となっています。

このように、女性の低年金は、男性は外で働き家族を養い、女性は専業主婦として家を守り、家事をするといった役割分担が押しつけられてきたこと、女性は結婚したら退職し、子育て、介護、身の回りの世話をするのが当たり前というジェンダー不平等によるものと言えます。

7番目に、老齢年金の受給者の平均月額の内訳を見ますと、年金月額が10万円未満の受給者が、男子は11.5%に対し女子は50.8%、女性の年金の低さが際立っています。

一方、国民年金しかない受給者の平均月額は、5万418円、生活保護基準以下の金額であります。

重大なことに、平均月額が4万円未満（25年未満）の受給権者は、男子が16.2%に対し女子は80%と、男子よりも63.8%も多くなり、男女の標準報酬の差が年金額の差になっています。女性の低年金の改善を求めます。

4番目に、65歳の年金支給開始年齢をこれ以上引上げないこと。

世界保健機関（WHO）は、65歳以上を高齢者と定義され、65歳で線引きする制度も多いとされております。高年齢雇用安定法では、65歳まで雇用することが企業に義務づけられています。年金受給の開始年齢も、原則65歳です。高齢者5歳延長は、年金支給開始を70歳からにする準備だと、そして、70まで馬車馬のように働くのかという意見もあり、65歳の年金支給年齢をこれ以上引き上げないことを求めるものであります。

5番目に、年金の隔月支給については、早期に国際基準の毎月支給にすること。

年金は、そのほとんどが消費に回るため、年金削減は当該自治体の財政にも大きく影響を与えています。市民の暮らしは、生活費、光熱費、電話料、新聞購読などは、月単位での支払いが求められることなど、どの家庭も家計は一か月単位で営まれていることから、年金を毎月支給することについて要望するものであります。アルゼンチンが毎月支給、そしてオーストラリアについては2週間ごとに給付されています。

6番目に、年金積立金の株式運用を止め、年金保険料の軽減や年金給付の充実など、被保険者、受給者のために運用すること。

公的年金を運用するGPIF（年金積立管理運用独立行政法人）が8月2日に発表した2024年4月から6月の運用損益は、8兆9,732億円の黒字だった。国内外の株式が顕著に推移したほか、為替の円安効果も大きかった。収益率はプラス3.6%だった。自主運用を始めた01年からの累積収益額は162兆7,708億円で、3月末の153兆

7, 976億円から拡大した。そして、現在の運用資産額は254兆7, 027億円であります。2024年度、第二四半期の運用状況の公表に当たっての宮園理事長のコメントがあります。2024年度第二四半期、7月から9月、日本銀行が7月に政策金利を引き上げた一方、米国連邦準備制度理事会（FRB）や欧州中央銀行（ECB）が9月に利下げを行ったことから、結果として国内外の長期金利は低下し、金融政策の方向性の違いから、国内外の金利差が縮小したため、為替は対ドル、対ユーロとも円高となりました。

株式市場では、米国で景気がソフトランディングするとの見方が強まり、株価が上昇した一方で、日本では、8月の大幅な下落とその後の持ち直しが見られる中で、円高が進んだこと等から株式は下落し、国内外の主要な株価指数は、強弱まちまちな結果となりました。

このような背景から、7月から9月までの運用資産全体の運用実績はマイナス3.57%となりました。年金積立株式運用を止め、年金保険料の軽減や年金給付の充実など、被保険者、受給者のために運用をしていただきたいというふうに思っております。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書として提出いたします。

議員の皆さんの賛同をお願いいたしまして、私の趣旨説明といたします。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第11号につきましては、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

これより、意見書案第11号、物価上昇を上回る年金額引上げと公的年金の制度改善を求める意見書を採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本意見書案を原案のとおり決することについて賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

（賛成・反対ボタンにより電子表決）

○議長（中野 勝寛君）

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、意見書案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第12. 会議録署名議員の指名

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第12、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、田口善大議員及び井上太一議員を指名いたします。

○議長（中野 勝寛君）

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

よって、令和6年第4回中間市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午前11時17分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 中 野 勝 寛

議 員 田 口 善 大

議 員 井 上 太 一